

西条市農業委員会 令和元年度 第7回総会 議事録

1. 日 時 令和元年10月7日(月) 午後2時00分から午後2時30分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.50%
推進委員 出席者 21名 欠席者 9名 出席率 70.00%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	12番	越智 兼正	18番 佐伯 賢造
	2番	明比 典正	13番	山田 好一	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増 靖記	14番	村上 繁敏	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	15番	山内 隆	22番 戸田 博明
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	23番 眞鍋 美鈴
	9番	長谷川孝師	17番	青野 武	24番 高橋 忠親
	10番	一色 司			

○欠席者氏名

5番	松本 義之	6番	白石利恵子	19番	玉井 一男
----	-------	----	-------	-----	-------

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正			
	2番	石橋 和歆	11番	栗田 房信	21番 高橋 寿夫
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	24番 石川 清幸
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	25番 渡部 靖
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	26番 越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	27番 玉井 隆志
	7番	日野 哲也	16番	瀬良 隆彦	30番 今井 文雄
	9番	岡本 省三	18番	武田 喜義	

○欠席者氏名

8番	宮武 恭宏	10番	安藤 英利	17番	垂水 久明	19番	眞鍋 幸正
20番	高橋 正	22番	佐伯 美一	23番	永井 正幸	28番	桑原 俊樹

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 松木淳

事務局次長 今宮雅子

事務局副主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和元年度 第7回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 | 【会長挨拶】

事務局 | ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 | それでは、ただ今から、令和元年度 第7回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 | まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
一色司 委員、越智兼正 委員の両委員をお願いいたします。

なお、欠席届が、農業委員さんの5番 松本義之 委員、6番 白石利恵子 委員、19番 玉井一男 委員 から出ております。

また、推進委員から8番 宮武恭宏 委員、10番 安藤英利 委員、17番 垂水久明 委員、19番 眞鍋幸正 委員、20番 高橋正 委員、22番 佐伯美一 委員、23番 永井正幸 委員、28番 桑原俊樹 委員、29番 曾我敏数 委員 から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の今宮です。よろしくお願ひします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願いいたします。

94号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、使用貸借権の設定を受けようとする申請でございます。

95号・96号は、〇〇の〇〇氏と、〇〇の〇〇氏が、交換により、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

97号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

98号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

99号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

100号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

101号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

102号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

103号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

104号は、〇〇の〇〇が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

105号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

106号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

107号は、〇〇の〇〇が、営農型太陽光発電設備を設置するため、〇〇の〇〇と区分地上権の設定を行うものでございます。

8月の総会でご審議いただいた内容に、1筆（34㎡）の申請漏れがあったため、今回追加分としてご審議いただくものでございます。

以上、14件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上14件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。94号からご意見をお伺いしたいと思っておりますので、順次、お願いいたします。

地区委員 94号 問題ありません。
95号、96号、問題ありません。
97号 問題ありません。
98号 問題ありません。
99号 問題ありません。
100号 問題ありません。
101号 問題ありません。
102号 問題ありません。
103号、104号、105号、問題ありません。
106号 問題ありません。
107号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

〇〇委員 ちょっとよろしいでしょうか。3条申請について、9月12日にへり防除の協議会がありまして、約70人くらいが参加していただきました。私も一番後ろの方へ座っておったのですが、会長さんより非常に強い口調で農業委員としてお叱りを受けました。それは、農業

委員さんをお願いがあるという話の中で、3条申請について、規模拡大という申請で出ているが、ほとんど私が見る限りでは50センチから60センチの雑草が繁茂して、私が意欲的に営農している近くでもそういう状態がたくさん見られると。そういう中ですので、農業委員さんは申請を見た時には何をやるのかという指導を強くしてほしい。それから、司法書士から農業委員会の事務局へ申請が上がる時も、規模拡大ではなくて、例えば、里芋をつくるとか野菜をつくるとか、それを徹底してほしいということを、70人の前で語気を強めてご指導がありましたので、よろしく願いいたします。

議 長 先ほど〇〇さんが言われた、50センチ60センチというのは、畦畔のすぐ内側のことですか。雑草というのは。

〇〇委員 水田の中です。私も2か所ほど確認したのですが、セイタカアワダチソウとか、病害虫の越冬場所とか、ちょっとこれでは1回や2回草刈りをやっても、営農はやりにくいような水田がたくさん見受けられました。

議 長 それは水田の中に、作物を作付けしていない状態があるということですか。

〇〇委員 そういうことです。草だけが生えて。それが、3年前の申請は規模拡大で、営農を意欲的にやりますということだったんですね。ある司法書士さんに会ったら、司法書士さんもそんな指導はしたことないということで、司法書士から事務局が受け付けるときに、規模拡大と書いてあるが、これは本当にやるのかという確認と、農業委員や推進委員さんもお忙しいと思いますが、現地を確認して規模拡大じゃなくて、里芋を作るとか稲を作るとか、その他野菜を作るとかいうことを徹底してこれからは指導しないと、その地域で意欲的に農業をする方はああいう雑草が繁茂すると、非常に問題があるような気がします。特にへり防除の〇〇さんから強く言われましたので、よろしく願いいたします。

議 長 他にありませんか。

今の件に関して事務局何か補足はありませんか。

委員さんも確認の時には、規模拡大の分は案件が出た時には、地区の委員もある程度のことはわかっていると思いますが、農地を買って何もしない見え見えのところは、地区の委員さんならわかるような気がします。口頭で指導するほかないとか、経過で委員

さん、推進委員さんが横目で見えておいてほしいところがあります。何かあれば、事務局へ指摘してもらえば。一筆一筆全部事務局はどこ向いて走って見るというわけにはいかないの、できれば地元の委員さんに確認してもらって、指導が必要な場合は事務局へ、推進委員さんであれば地域をまたぎますが農業委員さんへ連絡してもらって指導を仰ぐというようなこと。また、東予・周桑は事前に協議会をしているので、そういう中で話し合いをしてもらったと思います。

〇〇委員 よくわかりました。

議 長 他にありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、14件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、8ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
9ページをお願いいたします。

12号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

13号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、2件であります。地元の委員からご意見等ございませんか。

地区委員 12号 問題ありません。

13号 問題ありません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、2件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、10ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

103号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外1名から 所有権の移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

104号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

105号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

106号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件申請地は、農地法の手続きをすることなく駐車場として利用されており、土地所有者からは、農地法違反を反省するとともに、「今後、このようなことのないよう十分注意し、法律を遵守する」旨の始末書が提出されております。

107号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

108号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、修理農機置場に転用しようとする申請でございます。

109号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

110号は、〇〇の〇〇氏が〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

111号は、〇〇の〇〇が〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

112号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から、賃借権の設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

本件申請地のうち〇〇〇〇番〇については、農地法の許可を受けることなく敷地の一部を廃材置き場として利用しており、農地法違反を反省するとともに、「以後、このようなことがないように」する旨の始末書が土地所有者から提出されております。

113号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

114号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、子の住宅敷地に転用しようとする申請でございます。

115号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

116号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、事業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

以上、14件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員

103号 問題ありません。

104号、105号、問題ありません。

106号 問題ありません。

107号 問題ありません。

108号 問題ありません。

109号、110号、111号、 問題ありません。

112号、113号、 問題ありません。

114号、115号、116号、 問題ありません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、14件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議 長 次に、15ページ、議案第4号、農用地利用集積計画計に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
17ページをお願いいたします。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書18ページから、27ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、63件、面積は、17万397.00㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、7件、面積は、16,402.00㎡となっております。

続きまして、〇〇の新規就農に伴う面接を行いましたので、ご報告いたします。

事務局 本来なら担当委員である〇〇委員が報告すべき案件ですが、欠席の為、事務局の方で説明いたします。
今回の新規就農希望者につきまして、9月13日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、会長と〇〇推進委員です。当案件の申請人は、〇〇の〇〇氏であります。
〇〇氏は現在、〇〇の〇〇で勤務しており、障がい者就労を目的とする「〇〇」を平成30年〇月に設立し、指定就労継続支援B型事業所「〇〇」を運営しております。
「みずほ」は、知的障がい者と精神障がい者の就労を通じて、農業と福祉が連携する「農福連携」に取り組んでおり、禎瑞の農地1,675

m²を利用権設定で借り受けて就農しようとするものです。

予定している作目は、なすびで、今後はトマトやきゅうりも予定しています。作業は農作業経験がある役員が指揮します。

その他、農業委員として営農等について指導し面接を終了しました。就農については特に問題ないと判断します。

農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。先ほど事務局から説明がございましたが、先日、私と〇〇君が同席して面接をいたしました。当人は、数年前から自作地で数年、手伝いがてらやっていた部分もあるので、私も横目で見させてもらっておりましたが、今度改めて法人を立ち上げてということでございます。なかなか、障がい者の絡みでございますので補助的な面もあるのかなとは思いますが、管理自体は今まで本人自体も農業に携わる農家の人でありますので、そこらは基本的に持っているようでございます。細かい説明につきましては先ほど、事務局が説明した内容でございますので、地元としましてもぜひ農業をやってくださいということでお話ししておりますので、改めてご報告させていただきます。

以上のような内容でございますが、よろしく審議をお願いいたします。他に皆さんからご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

議長 次に、28ページ、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それではご説明いたします。
30ページをお願いいたします。

〇〇の〇〇氏が、中間管理機構から、〇〇の農地〇筆と〇〇の農地〇筆合計〇筆を、借り受ける申請でございます。

なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、何かありましたらお願いたします。

地区委員 異議なし。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、議案書31ページ、報告承認案件について、内容を事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和元年8月16日から、令和元年9月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を16件受理いたしております。

また、農地法施行規則第29条第1号の（200㎡未満の農地を農業用施設にする場合）の届を2件、非農地証明願1件、それぞれ受理しております。なお、この非農地証明願につきまして、担当から補足説明を行います。

事務局 それでは説明いたします。

〇〇 〇号〇番外〇筆について、農地所有者 立会のもと、〇〇委員が現地の状況を確認しました。後日、事務局長も現地確認しております。当地は斜面であり、周辺は、ほぼ山林となっており、当地については、登記地目・農家台帳とも畑ですが、現況は周囲と同じ

山林となっております。

今後、農地としての利用は困難であり、非農地と判断すべきものと考えます。以上です。

ご了承をお願いいたします。

議長 　ただ今、報告・承認案件について事務局より報告がありました。これに対して、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

地区委員 　異議なし。

議長 　はい。無いようでございますので、以上で、報告・承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かございませんか。

議長 　ないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉じます。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

令和元年10月7日 午後2時30分